

八 会社ハ從業員ニ對シテ將來共絶對暴圧セザルコト

昭和五年六月二十二日

星製茶林公社会社取締役  
星製茶林公社会社代表

警視廳官房主事  
大西乙次郎  
細川清  
井上治  
大沼晴直  
小椋光政  
印印印印印

第 5.7.11  
1306

警視第一九七五番

昭和五年六月二十五日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿  
社會局長官 吉田 茂殿  
各廳府縣長官 殿

北海道京都大阪神戸  
各府支庁知事同福冊

星製茶林公社会社労働爭議ニ関スル件 (別第一報)

要旨 (1) 会社ニ對テハ去年二月當リニ業ヲ一調停セル条件カ過大ナリトスル重  
復アリテ内紛アリテ貴任者タル大西常務ハ履行スヘク声明セリ  
(2) 後業員同盟ニテハ本手議裁カ有利ニ解決セラシタリトテ氣勢ニ暴  
ケタルカ本手議裁裁者及懲復者同ニ利益全シカラザルモノアリテ  
内証アリ